

三

丙  
三十一  
九  
世

立案	昭和	年	月	日
決裁	昭和	年	月	日

爵位課長

宗秩寮總裁

宮内事務官

鐵道宣中村孝平叙位日附変更ノ件

昭和三年十一月廿八日裁可十月廿八日達  
臺帳記入十一月二十一日官報報告済

裏面白紙



鐵道官中村孝平叙位日附變更ノ件  
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十年十一月二十七日

内閣總理大臣男爵幣原喜重郎

内閣

會保三六一號

案起 昭和二十年十一月

日 裁可 昭二十年十一月廿七日 施行

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

内閣書記官長 内閣副書記官長

内閣書記官

鐵道官中村孝平敘位日附變更ノ  
件今般運輸大臣ヨリ別紙ノ通奏請之有  
今更不都合ニ候得共事實己ムヲ得  
ナル儀ト認メラルルニ付該敘位日附變更  
上奏相成然ルヘシ

内閣

裏面白紙

三  
明  
人  
運  
位  
事  
三  
号  
一  
號

運輸通信省

從五位

鐵道官 中 村 孝 平

右者昭和二十年十一月一日相當位從五位宣下ノ處同人ハ既ニ同年十月二十八日病氣卒去セルモノナルコト判明今更恐懼ノ至ニ存候得共該敍位特ニ同人卒去ノ日ニ溯リ日附變更方被仰出度

謹  
テ  
奏  
ス

昭和二十年十一月 日

運輸大臣 田 中 武 雄



十月二十八日  
裁可

71

裏面白紙

契

省 信 通 輸 運

秘 恩 第 二 一 〇 五 號 二

昭 和 二 十 年 十 一 月

日

運 輸 大 臣 官 房 秘 書 課 長



内 閣 官 房 人 事 課 長 殿

敘 位 日 附 變 更 ノ 件

昭 和 二 十 年 十 月 十 日 秘 恩 第 一 七 九 一 號 ヲ 以 テ 進 達 ニ 係 ル 鐵 道 官  
中 村 孝 平 ニ 對 シ 同 年 十 一 月 一 日 相 當 位 從 五 位 宣 下 ノ 處 同 人 ハ 既  
ニ 十 月 二 十 八 日 病 氣 死 亡 セ ル モ ノ ナ ル コ ト 判 明 致 候 ニ 付 寔 ニ 恐  
懼 ニ 堪 ヘ サ ル 次 第 ナ ル モ 該 叙 位 特 ニ 同 人 死 亡 ノ 日 附 ニ 變 更 發 令  
相 成 謙 御 配 意 相 煩 度 及 御 願 候

裏 面 白 紙

72

裏面白紙

運輸通信省

秘恩第二一〇五號

一 鐵道官中村孝平敘位日附變更ノ件  
別紙上奏書及進達候也

昭和二十年十一月 日

運輸大臣 田中 武雄



内閣總理大臣 男爵 幣原 喜重郎 殿